

第 2 4 期 第 1 8 回 農 業 委 員 会 総 会 審 議 結 果

開 催 日 時	令和 4 年 2 月 2 1 日 (月 曜 日) 午 後 2 時 0 0 分 ~ 午 後 2 時 3 5 分				
開 催 場 所	苫小牧市役所 第二庁舎 2 階北会議室				
出 席 農 業 委 員	及 川 末 男	五十嵐 堅 司	丹 羽 秀 則	野 村 真 理 子	計 5 名
	今 泉 宏 治				
欠 席 委 員	中 岡 亮 太	山 内 幸 子			
議 事 録 署 名 委 員	及 川 末 男	五十嵐 堅 司			

審 議 事 項

議 案 第 1 号 農 地 所 有 適 格 法 人 要 件 の 確 認 に つ て

農地所有適格法人名	確 認 要 件				
	法 人 形 態 要 件	事 業 要 件	構 成 員 要 件	業 務 執 行 役 員 要 件	農 作 業 従 事 要 件
(有) ■■■■■■■■■■	⊙ ・ 否	⊙ ・ 否	⊙ ・ 否	⊙ ・ 否	⊙ ・ 否
■■■■■■■■■(株)	⊙ ・ 否	⊙ ・ 否	⊙ ・ 否	⊙ ・ 否	⊙ ・ 否

※ 農地所有適格法人確認書は別紙 1、2

審議結果	原案可決
------	------

議案第2号 農用地利用集積計画の取消しについて

農用地利用集積計画書（平成24年度 第10号、苫小牧市公示 第66号）

整理 番号	H24-10	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■市■■■ ■■■番地の■
				氏名又は名称	(株)■■■■■■・■■・■■■ 代表取締役 ■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■市■■■ ■■■番地の■
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字樽前	294番の内	畑	18,247の内 17,397	使用貸借権	普通畑
設定する利用権				利用権設定等促進事業 の実施により成立する 利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係	
始 期	終 期	借賃(円)	借賃の支払方法	使用貸借	
平成25年3月1日	平成35年2月28日 (令和5年)	—	—		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		設立年月日		農作業従事日数		
(株)■■■■■■・■■・■■■ 代表取締役 ■■ ■■		平成24年12月25日		—		
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供 している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目		
農 地	17,397	農 地	—	花卉 (施設園芸による鉢花の栽培・販売)		
そ の 他						
世帯員（構成員）の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼 養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)		種 類	数 量
男	1人	農業専従者	1人 (1人)	—	—	—
		農業 補助者	人 (人)			
女	人	主として農業 に従事する者	人 (人)	—	—	—
		従として農業 に従事する者	人 (人)			
					ビニールハウス	5棟
					ビニール倉庫	1棟
					園芸用温風暖房機	5台
					トラクター	1台

【取消理由】

- 借主は「農地所有適格法人」として貸借しているが、農地法で定められている「農地所有適格法人報告書」が3年間未提出と成っており、借主の要件である「農地所有適格法人」としての実態を確認できない。(農地法第6条第1項(農地所有適格法人報告)、基盤強化促進法第18条(農用地利用集積計画の作成))
 - 上記1の理由から合意解約手続きをすべきだが、貸主、借主の双方は同一人であり3年前より行方不明で解約できない。(農地法第18条)
 - 上記1.2の理由から、借主である法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められる。(基盤強化法第20条の2第1項3)
 - 該当地が「■■■■■■■」の対象地となっている事が判明した。(■■■より)
- 以上の理由から、基盤強化促進法第20条の2第1項3及び第2項2により上記の農用地利用集積計画を取消す。(尚、勧告については借主が行方不明のため省略せざるを得なかった。)

審議結果 原案可決

議案第3号 農用地利用集積計画の策定について

(解除条件付賃貸借権の設定)

整理 番号	R3-10	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市■■■■ ■番地の■■■■
				氏名又は名称	株式会社 ■■■■ 代表取締役社長 ■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■■市■■■■ ■番地
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市 字美沢	57 番 4	畑	27,297	解除条件付 賃貸借権	畑
設定する利用権				利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係 解除条件付賃貸借	
始 期	終 期	借 賃(円)	借 賃の支払方法		
令和4年3月1日	令和5年2月28日	■■■■■■円/年 (■■■■円/10a)	10 月末迄に■■ 氏口座に振込		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		設 立 年 月 日		農 作 業 従 事 日 数			
株式会社 ■■■■ 代表取締役社長 ■■ ■■		平成 28 年 12 月 21 日		—			
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している 農用地の面積(m ²)		主たる経営作目			
農 地	27,297	農 地	12,500	タマネギ			
そ の 他							
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳 未満の者)		雇 用 労 働 力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	5 人	農業専従者	5 人 (5 人)	—	—	トラクター プラウ ロータリー 防除機 その他農機具	4 台 1 台 1 台 2 台 一式
		主として農業 に従事する者	人 (人)				
女	人	農業補助者	10 人 (10 人)				

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 3

審議結果 原案可決

その他

(1) 農地法第5条の規定による一時転用事業の完了について

許可番号 令和3年4月19日付け苦農委第6号指令

土地の貸主 ■■■市■■■ ■■■番地 ■■ ■■ 外2名

土地の借主 ■■■市■■■■ ■■■番地の■■■

(株)■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■

土地の所在 苫小牧市字樽前141番1の内 外3筆 畑 32,723 m²

転用の目的 砂利採取

事業の期間 令和3年4月19日～令和4年4月18日

事業の完了 令和4年1月17日

完了の確認 令和4年1月24日

確認委員 農業委員：及川委員、野村委員

推進委員：羽原委員、堀委員、山本委員

(2) 第19回農業委員会総会の開催について

3月24日(木) 午後2時からの開催予定

(3) その他

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 有限会社 ■■■■■■■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■市■■■■町■■■■ ■■■番地

記載年月日(總會承認日)		令和2年2月26日	令和3年2月24日	令和 年 月 日	
報告受理日		令和2年1月15日	令和3年2月4日	令和4年1月25日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	63(苦12)	63(苦12)	63(苦12)	
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	豚	豚	豚	
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	その他事業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総 数		3人(300)	3人(300)	3人(300)
	農地提供者	①	1人(200)	1人(200)	1人(2)
	農業常時従事者	②	2人(100)	2人(100)	2人(298)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統の 有する議決権)		()	()	()
	①～⑥以外の者	⑦			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農業・ 農作業 従事 の 状 況	理事等の総数		3人	3人	3人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	3人	3人	3人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	3人	3人	3人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実関係(勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する)					
備 考				○代表取締役交代 R3年10月■■■■氏から■■■■ ■■■■氏に交代	

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: ■■■■■■■■株式会社

主たる事務所の所在地: ■■■■市■■町■丁目■番■号

記載年月日(総会承認日)		令和2年3月25日	令和3年3月23日	令和 年 月 日
報告受理日		令和2年3月5日	令和3年2月22日	令和4年1月31日
経営面積 (ha)	田			
	畑	27.7	27.7	56.0
	採草放牧地			
法人形態		株式会社	株式会社	株式会社
要件の適否		⓪・否	⓪・否	⓪・否
事業 の 種類	農畜産物名	秋小麦・ビート・大豆・馬鈴しょ	秋小麦・ビート・大豆・馬鈴薯	秋小麦・ビート・大豆・馬鈴薯
	関連事業等名	農業機械の実習教育	農業機械の実習教育	農業機械の実習教育
	その他事業名			
売上高(円)	農業	前々回報告		
		前回報告		
		報告		
		合計		
	その他事業	前々回報告		
		前回報告		
		報告		
		合計		
要件の適否		⓪・否	⓪・否	⓪・否
構 成 員 数	総数	3人(100)	3人(100)	3人(100)
	農地提供者 ①			
	農業常時従事者 ②	2人(75)	2人(75)	2人(75)
	農作業委託者 ③			
	農地中間管理機構 ④			
	市町村・農業協同組合等 ⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)	()	()	()
	①~⑥以外の者 ⑦	1人(25)	1人(25)	1人(25)
	要件の適否		⓪・否	⓪・否
農業・ 農作業 従事 の 状 況	理事等の総数	3人	3人	3人
	うち農業に常時従事する 構成員数 ⑧	2人	2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数 ⑨	2人	2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無	有・無	有・無	有・無
	要件の適否		⓪・否	⓪・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)				
備考				

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

(利用権の設定：解除条件付賃貸借権設定)

譲受（借）人：株式会社 ■■■■ 代表取締役社長 ■■ ■■		譲渡（貸）人：■■ ■■	作成者：■■ ■■
法18条の条項	判断の理由	不許可に該当	
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農地所有適格法人以外の法人であり、権利の設定を受けた後において農地を適正に利用していないと認められる場合において利用権の解除をする旨の条件が附されている。	しない	
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人の事業計画によると、全面積でタマネギと緑肥を栽培する計画であり、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・第2項第6号に規定する法人である。	適応なし	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・借人は、農業の維持発展に関する話し合い活動や道路、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号のイの規定に基づき、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うよう努めることを確約している。	しない	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・業務執行役員1名の他、計5名が、その法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められる。	しない	
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受（借）人と譲渡（貸）人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	しなし	